

岩手県告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年8月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
訪問看護ステーションまごころ	盛岡市三ツ割二丁目5番7号 千葉ビル2F	盛岡市三ツ割四丁目4番43号	精神通院医療	令和3年7月1日